

平成 29 年 9 月 1 日号

消費生活 Q&A

Q もらった商品券があったことを思い出し、スーパーでの買い物に利用しようとしたら、有効期限が過ぎていて使えないと言われました。有効期限はどこで確認できますか。

A 商品券やプリペイドカードなどは、あらかじめお金を払っておいて買い物のときに決済するので「前払式決済手段」と呼ばれます。どんな企業でも発行できますが、利用者保護のための「資金決済法」では、発行者に対して内閣総理大臣への届出や登録（金融庁のウェブサイトで確認できます）の義務付けのほか、発行者名や問合せ先、購入できる商品や金額・数量、有効期限などを周知するよう定めています。

しかし、有効期限の有無については規定していないため、有効期限があるものと無いものがあるので、注意が必要です。有効期限が設定されている場合、券面に表示され、さらに発行者のウェブサイトに掲示している場合もありますので、確認しておきましょう。有効期限を過ぎた商品券やプリペイドカードは使えなくなりますのでご注意ください。

問合せ・・・消費生活センター ☎（４２２）２１５５